

日高山脈及び襟裳岬並びにその周辺 地域を構成地域とする国立公園

指定及び公園計画の決定

御説明の流れ

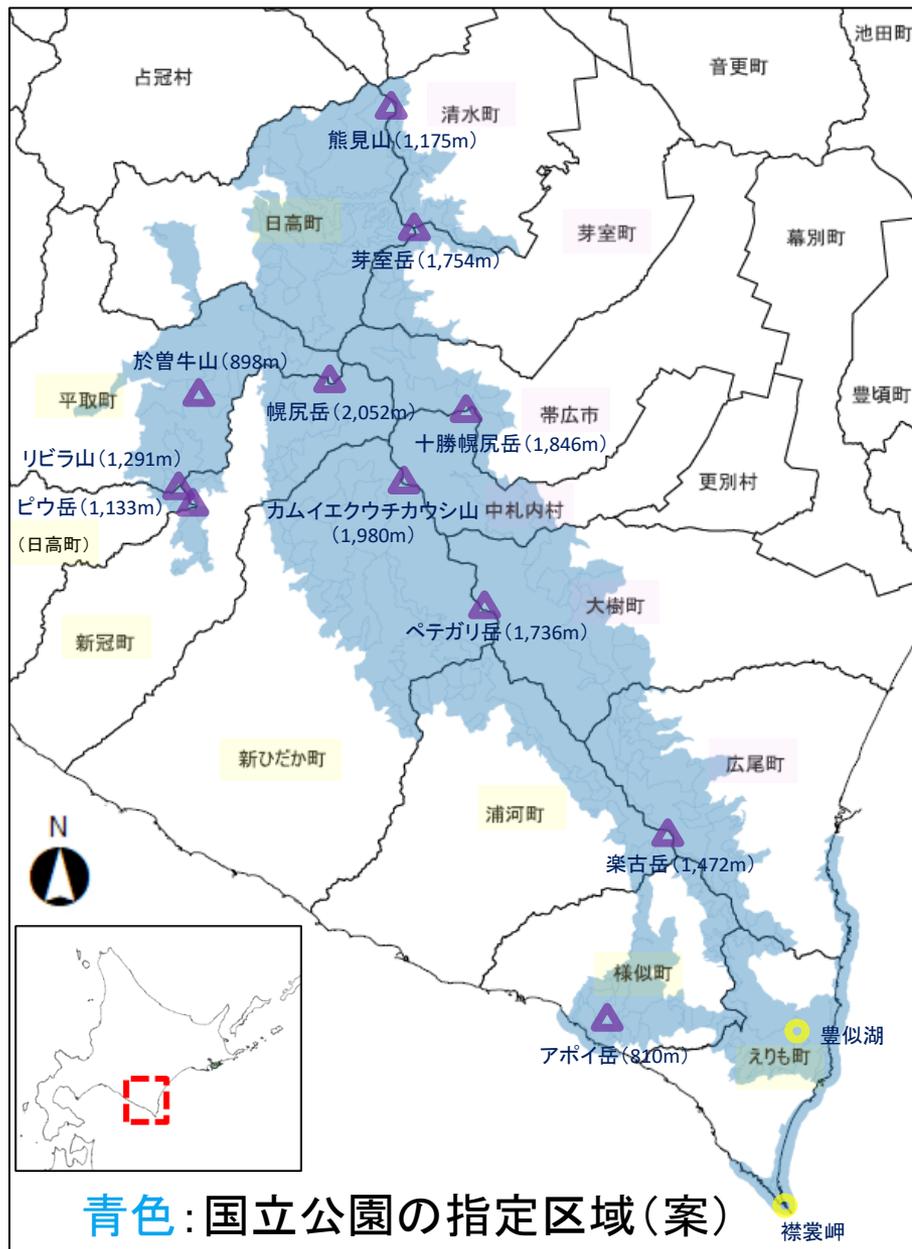
1. 日高山脈及び襟裳岬並びにその周辺地域を構成地域とする国立公園について
2. 公園計画の決定について
3. パブリックコメントへの対応について

御説明の流れ

1. 日高山脈及び襟裳岬並びにその周辺地域を構成地域とする国立公園について
2. 公園計画の決定について
3. パブリックコメントへの対応について

国立公園の位置

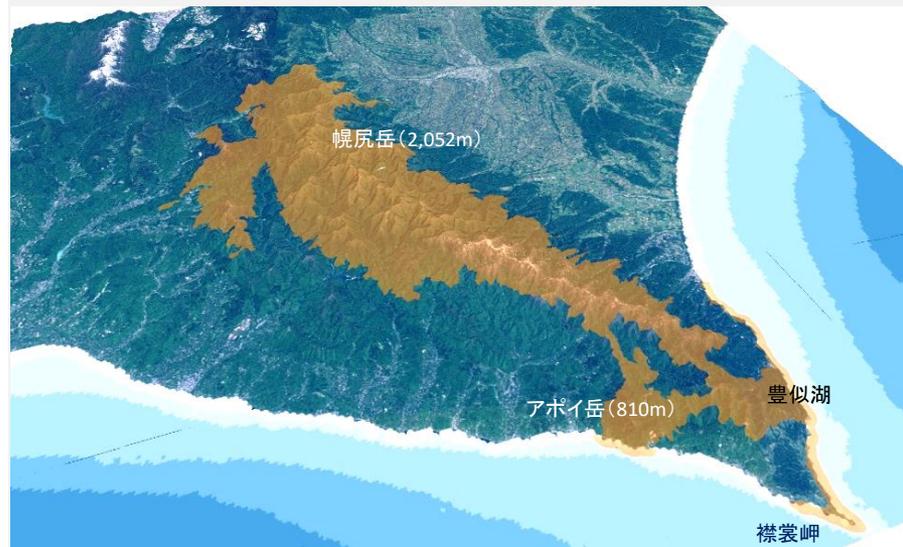
1. 日高山脈及び襟裳岬並びにその周辺地域を構成地域とする国立公園について



関係市町村(13市町村)

帯広市、清水町、芽室町、中札内村、大樹町、広尾町
日高町、平取町、新冠町、浦河町
様似町、えりも町、新ひだか町

周辺の地形(山脈の南西方向から)



オレンジ: 国立公園の指定区域(案)

出典: 次のデータを加工して作成
「国土数値情報(標高・傾斜度5次メッシュデータ)」(国土交通省) <https://nlftp.mlit.go.jp/>
「500mメッシュ水深データ」(日本海洋データセンター) <https://www.jodc.go.jp/>

国立公園の代表的な景観

1. 日高山脈及び襟裳岬並びにその周辺地域を構成地域とする国立公園について



日高山脈と周辺海域



十勝平野から見た日高山脈



襟裳岬



5
幌尻岳(七つ沼カール)

中央環境審議会自然環境部会 現地視察

以下の日程で現地視察を実施。参加委員13名。

令和4年6月9日(木)関係自治体との意見交換会

同年6月10日(金)アポイ岳

同年6月11日(土)襟裳岬、札内川園地



自然環境部会委員と関係自治体首長との意見交換会



アポイ岳視察



札内川園地の視察



風の館での襟裳岬の視察

国立公園指定までの主な経緯

1. 日高山脈及び襟裳岬並びにその周辺地域を構成地域とする国立公園について

昭和56年 日高山脈襟裳国定公園 指定

平成22年 国立公園の新規指定又は国定公園の大規模拡張候補地に選定（国立・国定公園総点検事業）

平成28～令和元年 日高山脈襟裳地域及び周辺地域の自然環境等の調査

令和元年 関係13市町村長より国立公園指定要望書が提出される

令和2年～国立公園の新規指定に向けた調整開始

令和6年 日高山脈及び襟裳岬並びにその周辺地域を構成地域とする国立公園指定へ

地域の概要(自然環境)

1. 日高山脈及び襟裳岬並びにその周辺地域を構成地域とする国立公園について

地形・地質

- 北海道中央南部に位置する**南北およそ140kmに及ぶ脊梁山脈**。
- 稜線部には、カール、ホルンといった**氷食地形**がみられる。山麓部は、多数の河川により発達した広大な**河成段丘**や**扇状地**となっている。襟裳岬は、**海食崖**や岩礁を主体とし、海岸部には**海成段丘**も発達している。
- 日高山脈は、新第三紀以降に**大陸プレート同士の衝突**によって生じており、山脈の大部分を占める日高変成帯は、プレートが乗り上げて形成されていることから、地質断面構造を地表で観察することができる。
- アポイ岳周辺のかんらん岩は、変成作用の影響が少ない上部マントル鉱物からできており、岩体を構成する岩石タイプが極めて多彩で、稀である。



植生

- 北方型の針葉樹林帯
(山脈の西側北部:エゾマツ・トドマツ、西側南部:トドマツ・ミズナラ・エゾイタヤ、東側:ダケカンバが優占)
- アポイ岳:高山植物や超塩基性岩植物
- 日高南部:キタゴヨウやヒダカミツバツツジ等の温帯性植物の北限の自生地
- **我が国最大の原生流域**



野生動物

哺乳類:エゾナキウサギ、ミヤマムクゲネズミ、ヒグマ、エゾシカ、ゼニガタアザラシ等

鳥類 :クマタカ、シマフクロウ等

昆虫類:カラフトルリシジミ、ダイセツタカネヒカゲ、ヒメチャマダラセセリ等

利用形態

核心部は、山が険しくアクセス道路が限られていることから、夏期を中心とした本格的な登山が主である。山麓部の低山での日帰り登山、襟裳岬や豊似湖等での自然探勝。

利用者数: 約36万人/年

(日高山脈襟裳国立公園における令和元年度の年間利用者数)

文化景観

日高山脈にまつわるアイヌ語の地名や伝承が複数存在している。

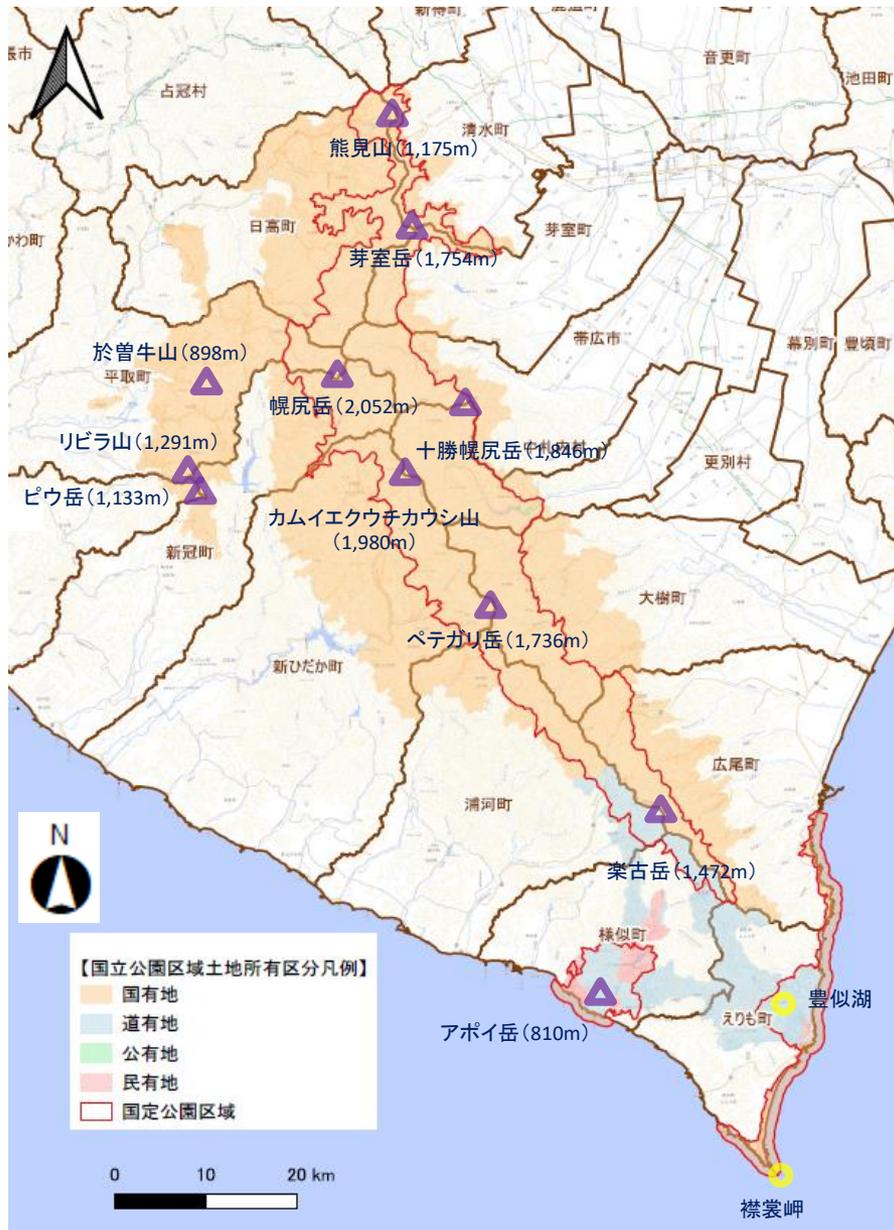
指定理由

指定理由

- 本国立公園は、地殻変動を受けて形成された**非火山性連峰**を基盤に、山地を核として育まれた**深く原始的な自然林生態系**が広がる風景を**風景型式**としている。
- 当該風景型式の中でも、**日本列島の形成過程を反映した山脈**が**内陸部から海まで延々と連なる雄大さ**と、その山脈一帯が原生性を有する**自然状態のまま我が国最大規模のまとまりを持って存在する**点において我が国を代表するに足りる傑出した自然の風景地である。



国立公園区域(案)



公園区域

245,668ha(陸域) } 国有地 213,256ha
 6,510ha(海域) } 公有地 27,745ha
 私有地等 4,667ha

※国定公園の**2.24倍**
 国定公園面積: 109,555ha

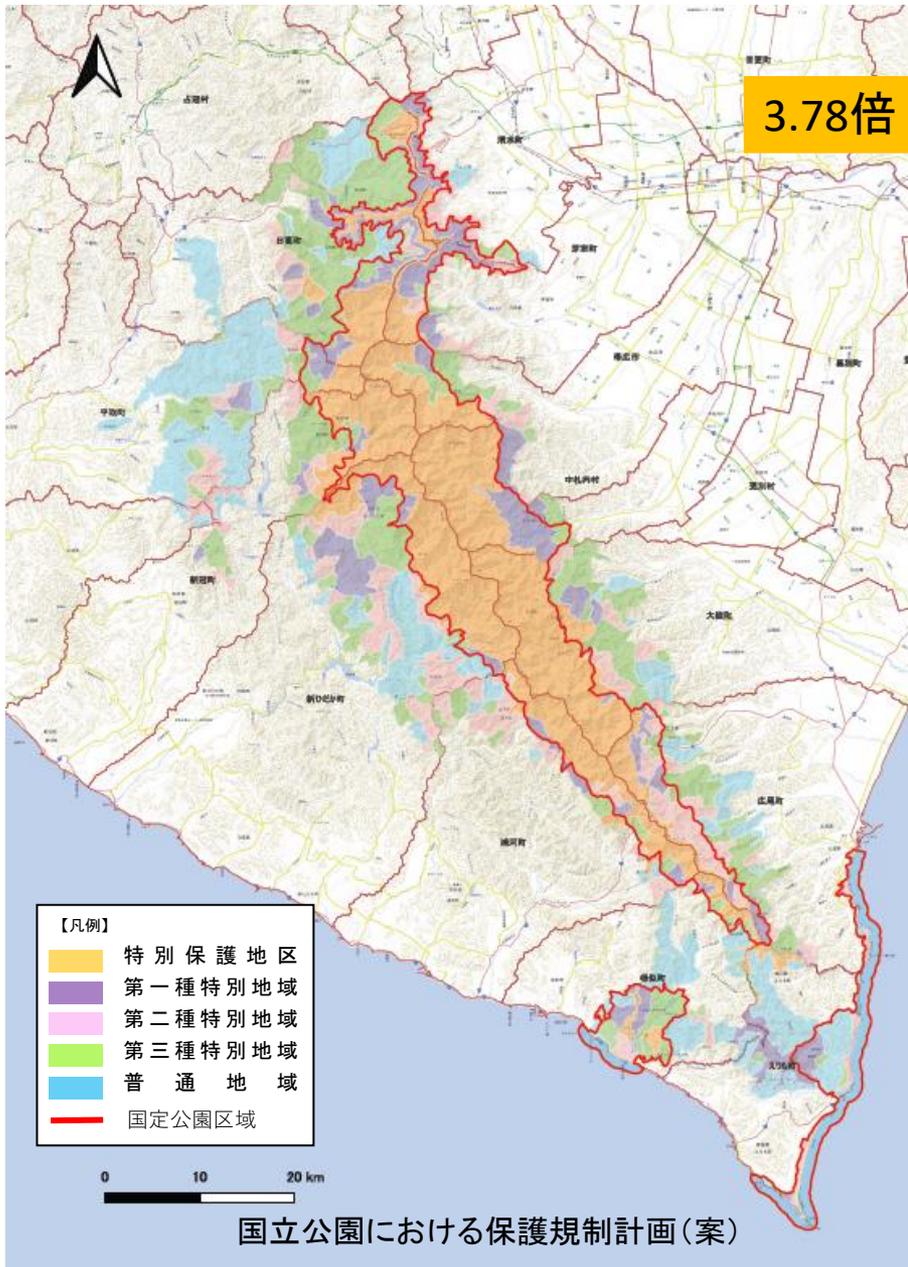
※我が国の**陸域最大**
 大雪山国立公園(現在最大): 226,764ha

- 景観要素(地形、地質、高山植生、森林生態系、河川生態系、海岸生態系、海から高山帯のつながり、動植物種のホットスポット)の観点から区域を抽出し、案を作成した。
- 山麓の良好な森林地域について大幅に拡張。日高側北部ではリビラ山や於曾牛山などの山系と接続。南部地域はこれまで連続していなかったアポイ岳地域・えりも岬地域と連続した区域となっており、**山脈から海までの繋がりを確保している。**

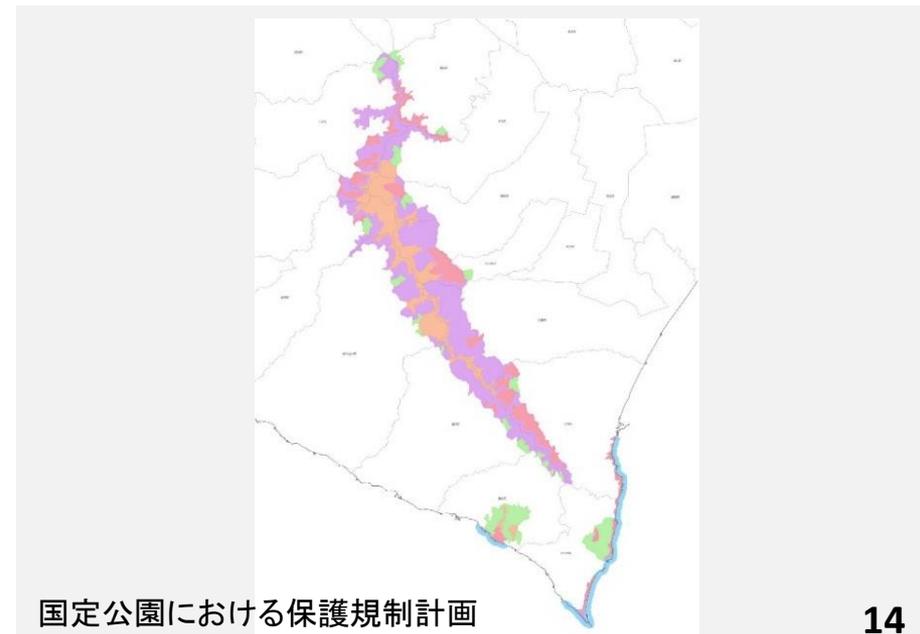
御説明の流れ(レジュメ)

1. 日高山脈及び襟裳岬並びにその周辺地域を構成地域とする国立公園について
2. 公園計画の決定について
3. パブリックコメント等への対応について

保護規制計画(国定公園との比較)



	国立公園	国定公園
特別保護地区	73,743ha	19,496 ha
第一種特別地域	30,329ha	51,413 ha
第二種特別地域	35,102ha	18,387 ha
第三種特別地域	55,101ha	13,733ha
普通地域(陸域)	51,392ha	418ha
普通地域(海域)	6,510ha	6,108ha
合計(陸域のみ)	245,668ha	103,447ha



保護規制計画

日高山脈主稜線とその山麓

■ 特別保護地区・第1種特別地域

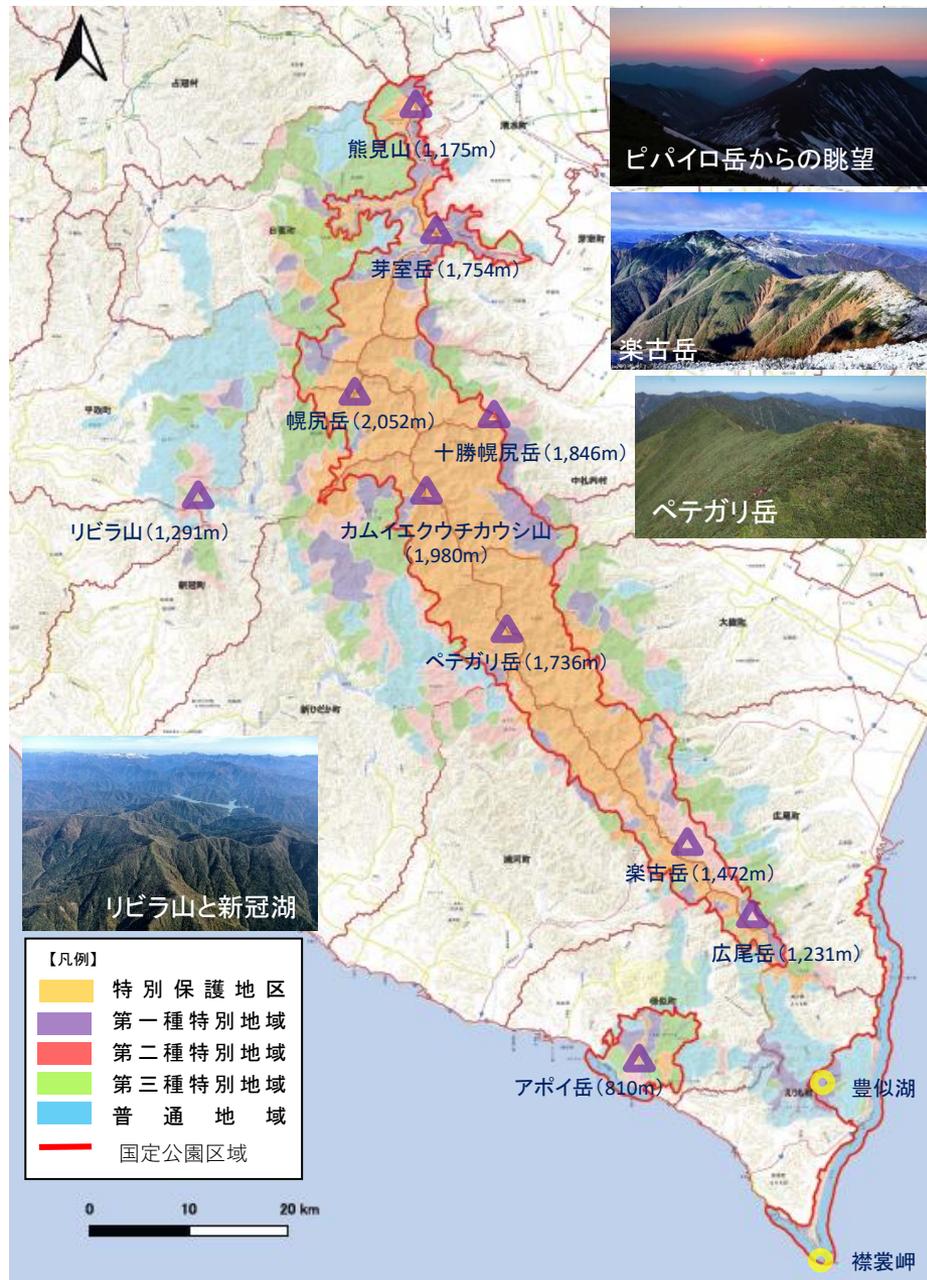
- 北は熊見山から南は広尾岳に至る日高山脈の主稜線部を特別保護地区に指定。隣接する高山帯、亜高山帯の地域について、第1種特別地域に指定。人為の影響がほとんどみられない地域である。
- カール地形や高山植生といった本公園の重要な景観構成要素や、希少な高山蝶等の高山性の動植物の生息・生育地の保護を図る。

■ 第2種特別地域

- 特別保護地区及び第1種特別地域に準じる地域であって、人為による影響を受けている地域又は農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域。

■ 第3種特別地域

- 区域境界に近い山麓等、農林漁業活動が行われており、通常のこれらの活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域。



ピパイロ岳からの眺望

楽古岳

ペテガリ岳

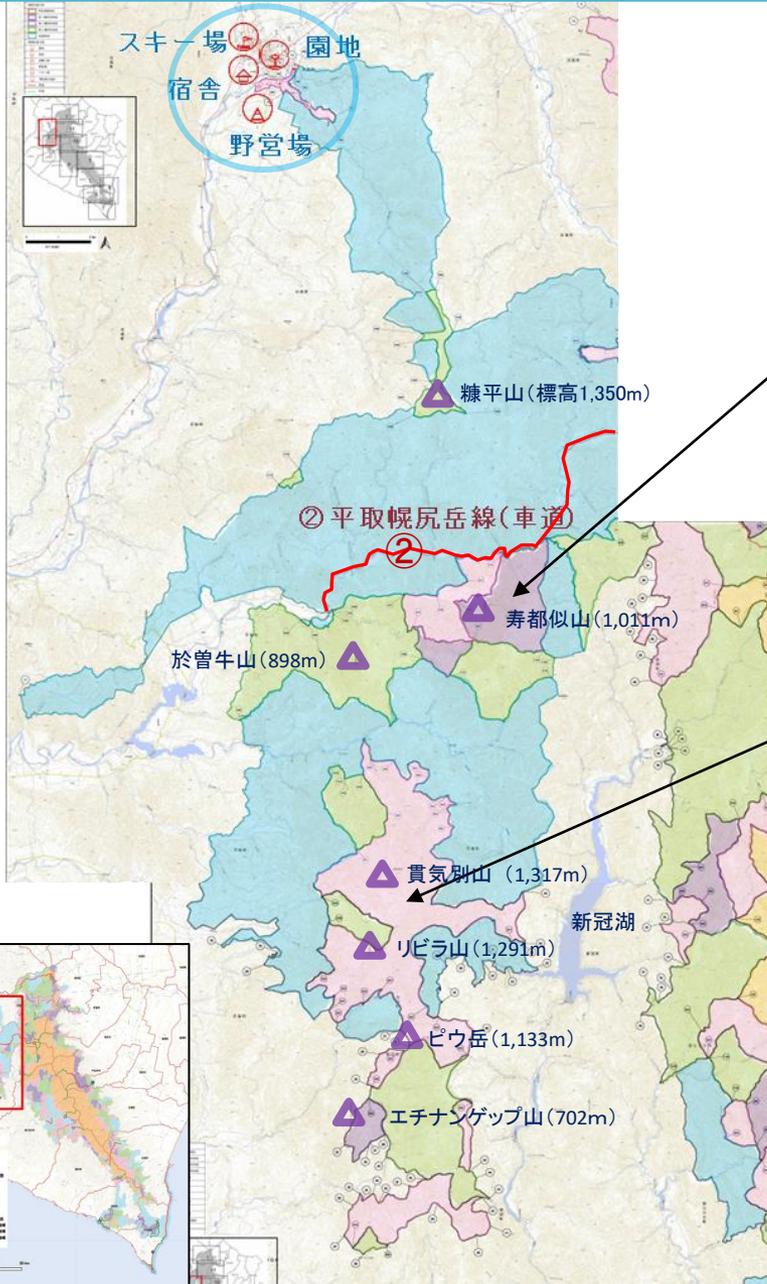
リビラ山と新冠湖

カムイエクウチカウシ山

ペテガリ岳山頂からの雲海

保護規制計画

日高山脈西部



■ 第1種特別地域

- 寿都似山(標高1,011m)並びに額平川支流の山岳地及び溪谷、比宇川源流域西部及びエチナンゲツ山(標高702m)南東側の山岳地。
- 亜寒帯性針葉樹種であるエゾマツ及びトドマツと、冷温帯性落葉樹種であるミズナラ、シナノキやイタヤカエデなどを主体とする針広混交林が天然林の状態で分布する。

■ 第2種特別地域

- 貫気別山(標高1,317m)～リビラ山(標高1,291m)～ピウ岳(標高1,134m)の稜線沿いを含む地域である。
- リビラ山稜線沿いには、部分的に高山植生が分布している。また、リビラ山の山頂からは新冠湖や日高山脈の南部の山並みが展望できる。

■ 第3種特別地域

- 於曾牛山(標高898m)及び貫気別山～リビラ山～ピウ岳の稜線、糠平山(標高1,350m)を含む地域である。



リビラ山と新冠湖

保護規制計画

アポイ岳周辺



■アポイ岳周辺

- アポイ岳からピンネシリに至る稜線部を**特別保護地区**に、その周辺を**第1種特別地域**に指定する。海霧の影響と超塩基性岩由来の地質により、低山地であるが高山植物群落が形成されている。
- アポイ岳の南西山麓及び利用拠点となる地域を**第2種特別地域**に指定する。

■幌満川左岸側の低山帯【特保】

- 幌満川左岸側はヒメコマツの北方変種であるキタゴヨウの自生地であり、国の天然記念物に指定されている。



ヒメチャマダラセセリ



アポイ岳登山



日高耶馬溪



サマエユキワリ



アポイマンテマ

保護規制計画



■ 豊似岳・豊似湖周辺

- 日高山脈最南端のオキシマツ山、豊似岳等からなる山地の稜線部や豊似湖周辺を**第1種特別地域**に指定する。
- エゾナキウサギやニホンザリガニなどの重要な生息地となっている。



■ 国定公園の計画



■ 海岸部

- 襟裳岬から広尾町に至る海岸部を**第2種特別地域**に指定する。通称黄金道路（国道336号線）と呼ばれる国道沿いの地域である。
- 百人浜は、海岸砂丘上に原生花園がみられ、また、庶野から広尾までの海岸部は急崖となり、ヒダカミセバヤ等の特異な植生がみられる。



■ 襟裳岬

- 襟裳岬海成段丘の平坦地を**第1種特別地域**に指定する。風衝植生で覆われており、エリモシャクナゲ、ハマナスなどにより原生花園となっている。



公園計画の基本方針(利用)

利用に関する事項

- 核心部では、主に経験者を想定した当該地域の**原生的な自然環境**の中での**登山体験**等の機会を提供しつつ、山麓部では、**豊かな自然を活かした学びや体験**の場をより広い利用者層に向けて提供することにより、来訪者の満足感の向上を目指す。
- 本国立公園は広大な面積を有することから、**公園区域の周辺地域や観光施設との連携**を通じて、その価値や質の高い自然体験活動を発信し、滞在型の周遊観光につながるよう**広域連携**を図る。

日高山脈主稜線一帯

山が険しく、アクセス道路や整備された登山道、避難小屋は一部に限られ、多くの登山ルートは沢登りを必要とするなど**難易度の高い登山形態**であり、山麓部における自然探勝や展望利用等が主な利用形態。

- ✓ 利用施設の計画について、核心部では、上級者向けのコースとして利用されている歩道や避難小屋、山麓部では、車道、園地、宿舎、野営場、スキー場等、**必要最小限とする**。
- ✓ 登山利用に関する諸情報の発信に努めるとともに、**地域ルールの検討やマナーの周知・徹底を図り、原生的な自然環境を活かした質の高い自然体験の機会の提供**を図る。

アポイ岳

山塊は大きくはなく低標高ながらも、**特殊な地質や高山植生**といった本国立公園の重要な風景要素を有しており、本国立公園においては比較的利用者層の幅が広い。

- ✓ **世界ジオパークにも指定されており、その地形・地質の成り立ちやこれまでの保全活動の歴史等を伝える活動**が実施されていることから、これらの活動と**連携**を図る。
- ✓ 利用者の集中による自然の荒廃を防ぐための利用に関するルールの検討やマナーの周知・徹底を図り、**風景を保全しながら持続的な利用**を行う。

襟裳岬などの海岸部

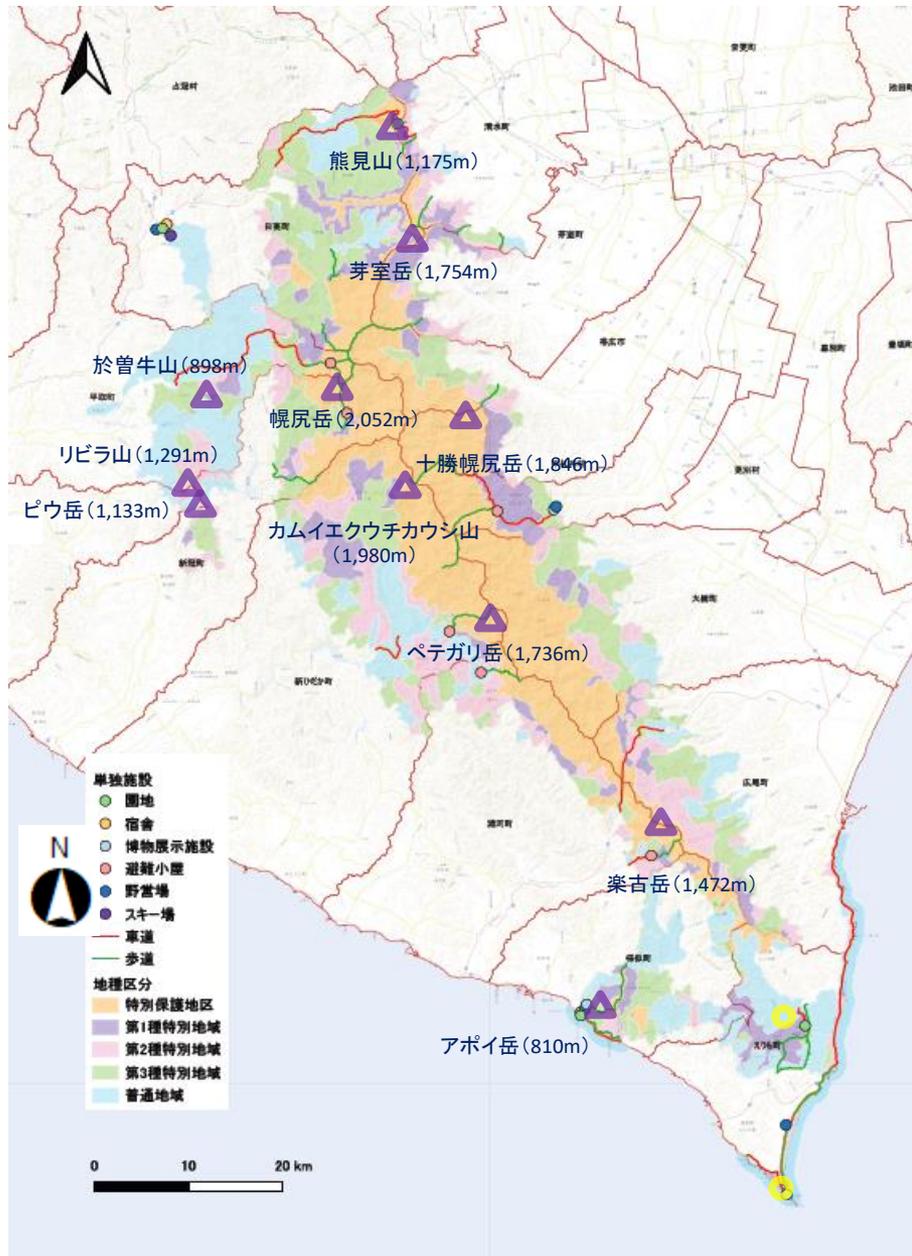
優れた風景を持つ海岸沿いに車道が整備されている。

- ✓ 多くの利用者の来訪が想定される展望地等の利用拠点においては、**園地等の快適な利用環境の整備**を図る。



冬の日高山脈(中札内村から)

利用施設計画



道路(車道)

10路線

- 現在利用されている、公園区域内外から各利用地点に到達する道路又は各利用地点間を連絡する道路を計画

(路線名) 日高清水線、平取幌尻岳線、楽古岳線、アポイ岳線、冬島旭線、豊似湖線、襟裳岬線、静内中札内線、天馬街道線、黄金道路線

道路(歩道)

18路線

- 読図などの相応の経験と技術、体力と装備を有する公園利用者を想定し、自然環境の保全と適正利用の観点からの必要最小限の整備を実施する登山道を15路線、自然観察や自然探勝を行うための探勝歩道を3路線計画

(路線名) 十勝幌尻岳、チロロ岳線、幌尻岳線、イドンナップ岳線、神威岳線、楽古岳線、ピンネシリ線、様似山道線、猿留山道線、豊似岳線、北海道自然歩道線、ペテガリ岳線、ペケレベツ岳線、芽室岳線、久山岳線、剣山線、カマイエクウチカウシ山線、1839峰線 (水色: 探勝歩道、黒色: 登山道)



利用施設計画

単独施設 20施設

公園の利用上必要性が認められるものについて、計画する。20施設全てにおいて、既存施設が存在。

種類	箇所数	位置
園地	4	日勝峠、北日高、アポイ岳、豊似湖
野営場	4	北日高、アポイ岳、百人浜、札内川
博物展示施設	3	アポイ岳、えりも岬、札内川
宿舎	2	北日高、アポイ岳
避難小屋	6	幌尻岳(平取、新冠)、神威岳、楽古岳、ペテガリ岳、札内川
スキー場	1	北日高



新国立公園名称(案)について

- 十勝関係6市町村(帯広市、清水町、芽室町、中札内村、大樹町、広尾町)及び日高町村会(日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町)からの要望

日高山脈襟裳十勝国立公園

Hidakasanmyaku-Erimo-Tokachi National Park

御説明の流れ

1. 日高山脈及び襟裳岬並びにその周辺地域を構成地域とする国立公園について
2. 公園計画の決定について
3. **パブリックコメントへの対応について**

パブリックコメントへの対応について

■概要

- | | | | |
|-----------|-----------------------|---|------|
| ・実施期間 | 令和5年11月9日（木）～12月8日（金） | | |
| ・意見募集の結果 | | | |
| 【意見提出数】 | 電子メール、郵送、FAX | 計 | 53通 |
| 【整理した意見数】 | 今回の指定案にかかるもの | 計 | 127件 |

■意見の内容

参考資料1のとおり。

○指定書

- | | |
|------------------|-----|
| ・指定書の記載内容に関するもの | 3件 |
| ・公園区域の追加指定を求めるもの | 37件 |
| ・公園区域の指定理由に関するもの | 3件 |

○公園計画書

- | | |
|------------------|-----|
| ・計画書の記載内容に関するもの | 4件 |
| ・規制計画の設定理由に関するもの | 2件 |
| ・事業計画に関するもの | 38件 |

○その他

- | | |
|---------------------|-----|
| ・名称に関するもの | 14件 |
| ・その他のご意見（管理に関するもの等） | 26件 |

- 指定書の記載内容に関するもの、事業計画のうち歩道の起点の表現に関する意見について、指定書・計画書の修正を行った。